入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 5) 第 1 6 7 条の 6 の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年2月10日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称 平成28年度工場排水等水質検査業務

(2) 物品·委託役務管理番号 13-27-0033

(3) 物品・委託役務内容 東広島市内の工場排水、河川又は湖沼などの水質を検査するもの。

(4) 納入・履行期間 平成28年4月1日から29年3月31日まで

(5) 納入・履行(就業)場所 東広島市内一円

(6) 予定価格非公表(7) 最低制限価格なし

 (8) 入札方式
 一般競争入札

 (9) 入札区分
 紙入札

 (10) 契約種別
 複数単価契約

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

<i>P</i>	平成25年4月1日~平成28年12月 31日までの東広島市物品調達等 及び委託役務に係る競争入札参 加資格として次の入札参加資格 認定区分の認定を受けている者	次の全て 測定・検査>環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 測定・検査>水道法に基づく水質検査
7	法令等による登録等	次の全て 計量法(平成4年法律51号)第107条の規定による広島県知事の計量証明事業(濃度)の登録を受けていること。 水道法(昭和32年法律第177号)第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
工	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記 されている本店とし、個人事業者に あっては営業活動の本拠を置いてい る場所とする。 ※営業所とは、法人においてその 所在する市(町)の法人市(町)民 税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 入札書は、本市所定の様式(東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得(平成21年東広島市告示第83号)別記様式第4号)によらず、本公告において定める様式とする。
- (2) 消費税に係る課税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- (3) 消費税に係る免税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を契約単価とする。
- (4) 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- (5) 「入札金額(合計)」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。

(6) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)(東広島市ホームページ掲載)とする。

4 日程等

	任守		
_	差続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	平成28年2月10日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課(契約担当課)で閲覧に供する。
			総務部 契約課 物品役務係 (契約担当課)
			東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)
			電話番号 082-420-0930
			ファックス番号 082-431-0077
イ	仕様書及び見本	平成28年2月10日~	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。
	等閲覧期間	平成28年3月 1日	見本等の有無 : 無
ウ	質問書提出期間	平成28年2月10日~	□ 質問書は、本市所定の様式(東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得(平成21 □
		平成28年2月17日	年東広島市告示第83号)別記様式第1号(第4条関係))により発注担当課へ持参また
		1774 - 1 - 74 - 1 1 1	はファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡す
		(午前8時30分~午後5時15分)	ること。
			生活環境部 環境対策課 (発注担当課)
			東広島市西条栄町8番29号(本庁本館2階)
			電話番号 082-420-0928
			ファックス番号 082-421-5601
			 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。
			関門書促山朔间於「後の負向は支り刊りない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
I	回答書閲覧期間	平成28年2月22日~	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
		平成28年3月 1日	大海山川へ
オ	入札期間	平成28年2月26日~	入札場所
		平成28年2月29日	東広島市総務部契約課(契約担当課)
		(午前8時30分~午後5時15分)	東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)
			入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け
			出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状
			の同封・提出がある場合を除く。)
4-	開札日時	平成28年3月1日	 開札場所
カ	刑化口时	午前10時30分	入札室(東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階)
		1 80 1 0 80 0 00	別札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに
			開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、
			入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。
			なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができ る。
			る。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
+	事後審査		入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資
		候補者となったものについて人 札参加資格要件を審査する。	料」という。)の提出は求めない。
		10岁/#具作女日と毎年月の。	

5 入札書の様式

本公告に係る入札書は、単価契約入札書(平成28年2月10日公告・平成28年度工場排水等水質検査業務)とする。 本入札書の様式は、東広島市ホームページ(本公告掲載ページ)からダウンロードできる。

6 問い合わせ先(契約担当課)

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)

電話番号 082-420-0930

ファックス番号 082-431-0077

平成28年度工場排水等水質検査業務仕様書

1 業務の名称

平成28年度 工場排水等水質検査業務

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 履行場所

東広島市内一円

3 業務目的

工場排水・河川・湖沼など(以下「工場排水等」という。)の水質分析

- 4 検査項目
 - (1) 一般項目

pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐

(2) 有害金属類

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀

(3) VOC

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

- 注) VOC は、上記について一括で検査するものとする。
- (4) 1,4-ジオキサン

1,4-ジオキサン

(5) その他項目1

N-ヘキサン抽出物質(動植物油、鉱物油)

(6) その他項目2

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン

(7) その他項目3

シアン、アルキル水銀、セレン、ほう素、ふっ素

(8) その他項目4

アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、

(9) その他項目5

РСВ

(10) その他項目6

チラウム、シマジン、チオベンカルブ

5 検査発注予定数量

4-(1):86検体

4-(2):40検体

4-(3) : 12検体

4-(4):1検体

4-(5):1検体

4-(6):1検体

4-(7):1検体

4-(8):1 検体

4- (9) : 1 検体

4-(10):1検体

6 検査方法

別表1に示す。

7 検査の依頼方法

発注者は別紙1の検査依頼書を添付し、工場排水等の検体水を予め指定した期日に受注者 へ輸送用コンテナに入れ、チルド郵送又は搬入する。ただし、緊急の場合等はその限りでな い。

8 検査の実施

受注者は検査依頼を受け、検体水の受け取り後、速やかに検査を実施するものとする。 受注者は検査終了後、速やかに計量証明書を発注者に提出するものとする。なお、検査実 施フローは別紙2のとおりとする。 なお、市民生活の安全確保のために緊急の必要があるときは、検査地点周辺における飲料水の水質検査を緊急に指示する場合がある。この場合における水質検査は、水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質検査とする。なお、当該水質検査を指示した場合における費用は、発注者と受注者が協議の上必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

9 輸送用コンテナ及び検体採水容器の返却

輸送用コンテナ及び検体採水容器は検査終了後、持ち込み又は着払い郵送にて発注者へ返却することとする。

検体採水容器は洗浄し次回の採水に使用可能な状態で返却すること。ただし、大腸菌群数 測定のための採水容器は返却不要とする。

10 委託業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発 注者に届け出るものとする。

- (1) 業務実施責任者には、資格を求めない。
- (2)業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。
- (3)業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類(社員証、雇用証明書又は健康保険証等)の写しを提出すること。

11 単価契約と発注予定数量について

本契約は単価契約である。履行区分(検査項目)ごとの発注予定数量は「5検査発注予定数量」に示すとおりとする。発注予定数量は予定であり、実施の業務履行にあたっては変動がある。ただし、発注予定数量を上限とし、その2割を超えない範囲で減少する場合がある。履行の過程において、やむを得ず履行数量が発注予定数量の2割以上の減となった場合は、発注者と受注者において契約金額(単価を含む。)について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。ただし、発注予定数量が1であるものは1又は0の発注とする。

12 委託料の計算方法

本業務は、履行開始後、検査依頼毎を単位として部分払い金を請求できるものとし、 委託料の計算方法は次のア又はイに示すとおりとする。受注者は、部分払い金を請求しよ うとするときは、当該履行期間の履行報告を行っていなければならない。

ア 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者の場合 検査項目ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額に、当該額の100 分の8に相当する額(その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額) を加算して計算した額。

イ 消費税等に係る免税事業者の場合 履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額。

13 疑義の解釈

仕様書において疑義を生じた場合又は定めのない事項については、発注者受注者誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

検 査 依 頼 書

様

依頼日 平成 年 月 日

依頼者住所 〒739-8601

東広島市西条栄町 8-29

依頼者 東広島市長

(担当課 環境対策課)

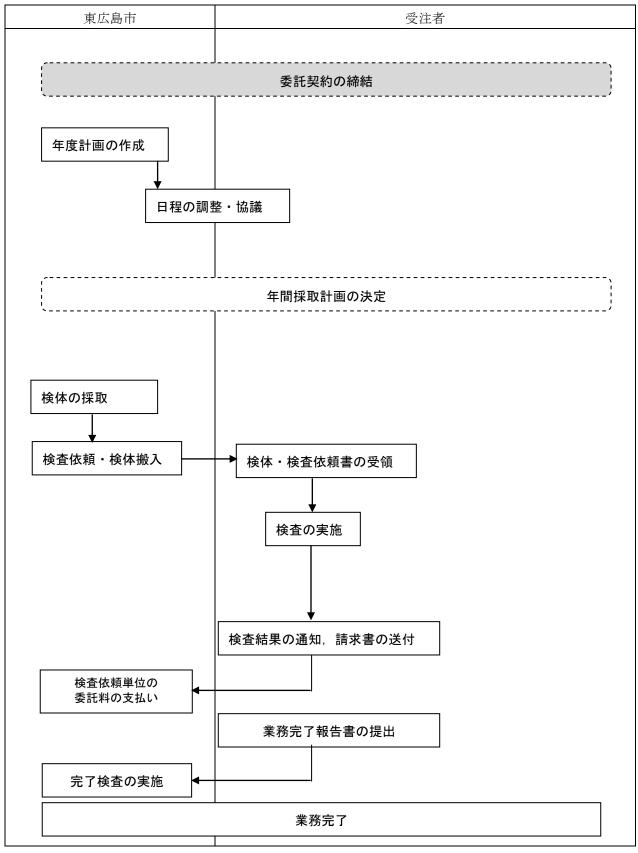
依頼者連絡先 082-420-0928

平成28年度工場排水等水質検査業務仕様書6の規定により、次のとおり分析を依頼します。

【検査依頼内訳】

検体番号		1 2		3		4		5		6		7			
	採水月日	月	Ħ	月	日	月	日	月	日	月	日	月	目	月	日
	採水時刻		:		:		:		:		:		:		:
	工場等名														
	採水場所														
検															
査															
項															
目															

検査実施フロー



測定項目	定	量限界	表示桁数等		分析方法
流量	AL =	m^3/s	小数点以下2桁		
水深		i	力数点の1	1桁	
気温, 水温		$^{ m m}$	"	1桁	
透視度		ст	"	1桁	
201元/文		CIII	"	T 411	日本工業規格(以下この表において「規格」とい
		i !	"	1	う。)K0102の12.1又はガラス電極を用いる水質自
рН		i !	桁	_	動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の
			1113		得られる方法)
					規格K0102の32又は隔膜電極を用いる水質自動監
DO	0. 5	mg/1	<i>II</i>	1	視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得ら
		8, -	桁		れる方法)
BOD	0. 5	mg/1	"	1	規格K0102の21
COD	0. 5	mg/1	"	1	規格K0102の17
		8,			水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月
SS	1	mg/1	整数部分		環境庁告示第59号(以下この表において「告示」
	_	8/ =	11139(1117)		という。))付表9
大腸菌群数	0	MPN/100m1]]		最確数による定量法
ノルマルヘキサン抽出物質	0. 5	mg/1	小数点以下	- 1	告示付表 1 3
			11	2	規格K0102の45.2、45.3又は45.4(ただし海域は
全窒素	0. 2	${ m mg}/1$	桁	_	45. 4)
全燐	0.05	mg/1	11	2	規格K0102の46.3
-// 1		J.			規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格
ヘエか	0.01	/1	"	2	K0102の53のほか、告示付表10によることがで
全亜鉛	0. 01	${\rm mg}/1$	桁		きる。また、規格K0102の53で使用する水につい
		i i i			ては告示付表10の1(1)による。)
		/-]]	1	
下層DO	0. 5	mg/1	桁	-	要測定指標の測定の実施について(平成24年3月
			113		30日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼
透明度		m	"	1桁	(以下「協力依頼」という。))の別添1
		MPN/100m1			
大腸菌数		又は	整数部分		協力依頼別添 2
人们的图 数		の 個/100m1	正级时刀		加力が入れている。
カト゛ミウム	0.001	mg/1	11	3	規格K0102の55.2、55.3又は55.4
全シアン	0. 1	mg/1	"	1	規格K0102の38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
鉛	0. 005	mg/1	"	3	規格K0102の54
六価クロム	0.04	mg/1	"	2	規格K0102の65. 2
砒素	0.005	mg/1	"	3	規格K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005	mg/1	"	4	告示付表 1
アルキルナ火銀	0.0005	mg/1	"	4	告示付表 2
PCB	0.0005	mg/1	"	4	告示付表 3
シ゛クロロメタン	0.002	mg/1	"	3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.0002	mg/1	"	4	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 2-シ゛クロロエタン	0.0004	mg/1]]	4	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	mg/1	11	3	
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.004	mg/1	"	3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	mg/1	IJ	4	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	mg/1	IJ	4	
トリクロロエチレン	0.002	mg/1]]	3	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/1	"	4	
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/1	"	4	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.0006	${\rm mg}/1$	IJ	4	告示付表 4
シマシ゛ソ	0.0003	${\tt mg}/1$]]	4	告示付表5の第1又は第2
チオヘ゛ンカルフ゛	0.002	mg/1	IJ	3	ロハロベリツカエスはカム
ベンゼン	0.001	${\rm mg}/1$	IJ	3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	${\rm mg}/1$	IJ	3	規格K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び	0. 01	ma /1	IJ	2	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、
亜硝酸性窒素		mg/l	桁		43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあっては規格
硝酸性窒素	0.1	mg/1	11	1	K0102の43.1
亜硝酸性窒素	0.02	${\rm mg}/1$	IJ	2	NOTOB >> TO. 1

ふっ素	0. 1	mg/1	IJ	1	規格K0102の34.1又は告示付表 6
ほう素	0. 01	mg/1	"	2	規格K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.005	mg/1	"	3	告示付表 7
1,4-2 1412	0.005	IIIg/ I	"	<u>Э</u>	百水竹衣 <i>(</i>
AEI	0.005	/1	"	3	
銅	0.005	${\rm mg}/1$	桁		サルサ準を与みて処理庁への担党に共ぶと環境上
			***		排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大
鉄	0. 1	mg/l	11	1	臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9
マンカ゛ン	0. 1	${\tt mg}/1$	"	1]月、環境庁告示第64号)
クロム(全)	0.1	mg/1	IJ	1	
フェノール類	0.5	mg/1]]	1	
7 -7 7 79					
h 1.1		/-	"	3	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準
クロロホルム	0.001	${ m mg}/1$	桁		
			1113		の測定方法及び要監視項目の測定方法について
					(平成11年3月12日、環境庁水質保全局通知(以
1=: - : 21		/-	"	3	下「通知」という。))の別表に掲げる方法(規
トランスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.001	mg/l	校		_格K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
1, 2-ジクロロプロパ゚ン	0.001	mg/1	// 	3	
p-ジクロロベンゼン	0.001	mg/1	"	3	
*			松子		
イソキサチオン	0.0002	mg/1	11	4	
<i>ダイアジノ</i> ン	0.0001	mg/l	IJ	4	同上(通知付表1の第1又は第2)
フェニトロチオン (MEP)	0.0002	${ m mg}/1$	"	4	同工(起席门套10別1人は別2)
イソフ゜ロチオラン	0.0005	mg/1	IJ	4	
オキシン銅(有機銅)	0.002	mg/1]]	3	同上(通知付表2)
クロロタロニル (TPN)	0.0005	mg/1]]	4	
プ゚ロピザミド	0.0001	mg/1	"	4	
EPN	0.0005	mg/1	"	4	†
					- 同上(通知付表1の第1又は第2)
シ゛クロルホ゛ス(DDVP)	0.0005	mg/1	"	4	円上(囲却竹衣1の弗1人は弗2)
フェノフ゛カルフ゛(BPMC)	0.0001	mg/1	IJ	4	4
イフ゜ロヘ゛ンホス(IBP)	0.0001	mg/1	"	4	
クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	${\tt mg/1}$	IJ	4	
トルエン	0.01	${\sf mg}/1$]]	2	- 同上(規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2)
キシレン	0.01	mg/1	"	2	四上(死行(01250)55.1, 5.2人(よ5.5.2)
フタル酸ジエチルヘキシル	0.005	mg/1]]	3	同上(通知付表3の第1又は第2)
			"	3	71-31-31-31-3
ニッケル	0.001	${ m mg}/1$	桁	_	同上(規格K0102の59.3又は通知付表4若しくは付
			111	3	表5)
モリフ゛テ゛ン	0.007	mg/1	桁	J	20)
			11丁		1.低江海にダフトの歴史の伊港に関土フ西庭甘港
					水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準
塩化ビニルモノマー	0.0002	mg/1	"	4	等の施行等について(平成16年3月31日環境省水
Z	0.0002	mg/ i	桁		環境部長通知(以下「通知2」という。))付表
					1
エヒ゜クロロヒト゛リン	0.00004	mg/1	IJ	5	同上(通知2付表2)
		Ŭ.			同上(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5 (準
			"	3	備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含
全マンガン	0.005	${ m mg}/1$	桁	_	む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試
			411		
ウラン	0.0000	m ~ /1	,,	4	料を希釈することとする。))
	0.0002	mg/1	"	4	同上(通知2付表4の第1又は第2)
アンチモン	0.001	mg/1	<i>II</i>	3	同上(通知2付表5の第1,第2又は第3)
塩素イオン	0. 1	mg/l	有効数字	3	規格K0102の35
アンモニア態窒素	0.01	mg/1	小数点以下		規格K0102の42
燐酸態燐	0.003	${\tt mg/1}$	11	3	規格K0102の46.1
TOC	0.2	mg/1]]	1	協力依頼別添3に定める方法
クロロフィルa	0.5	${\rm mg/m}^3$	#⁄ = "	1	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/1	#i 	3	
クロロホルム生成能	0. 001	/	"	3	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の
		mg/l	"		水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2
ジブロモクロロメタン生成能	0.001	mg/1		3	項の規定に基づき、環境大臣が定める検定方法
ブロモジクロロメタン生成能	0.001	mg/1	11	3	(平成7年6月16日、環境庁告示第30号)
ブロモホルム生成能	0.001	mg/1	<i>II</i>	3	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100ml	整数部分		河川水質試験方法による標準法
植物プランクトン	_				顕微鏡観察法
一般細菌	1	個/m1	整数部分		培養法
カビ数 (同定)	1		整数部分		培養法
	0.017.0			-/	効数字2桁とし,有効数字3桁目を切り捨てる。

- 1 表示桁数欄中,DO以下の特記するもののほかは,有効数字2桁とし,有効数字3桁目を切り捨てる。 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は,その定量下限値に代えて定量 下限値の数値を測定値として扱う。
- 3 記載している分析方法に準ずる他の分析方法を採用する場合は発注者と協議すること。
- 4 記載している定量下限値を変更する場合は発注者と協議すること。